

旭川市市民活動交流センター管理運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、旭川市市民活動交流センター条例（平成21年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）及び旭川市市民活動交流センター条例施行規則（平成22年旭川市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、旭川市市民活動交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請の受付開始日)

第2条 センターの使用の申請は、別表に掲げる場合の区分に応じ、別表に定める日（以下「受付開始日」という。）から受け付けるものとする。

(市民活動団体等)

第3条 条例別表利用料金設定基準に規定する市民活動団体等とは、本市の区域内で市民活動を行っている団体又は個人で、次の各号のいずれにも該当しないものであることをあらかじめ指定管理者が認めたものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行うもの
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行うもの
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行うもの
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの
- 2 前項に規定する市民活動団体等であることの承認を受けようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請し、その登録を受けなければならない。

(市民活動団体等の登録)

第4条 市民活動団体等に登録しようとする者は、「旭川市市民活動交流センター・旭川市市民活動情報サイト団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）」（様式第1号）に活動目的・内容が記載されている書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による登録申請書を前条第1項の規定に適合すると認め、市民活動団体等として登録したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定による登録申請書を前条第1項の規定に適合せず、不適合と認められたときは、市民活動団体等として登録を行わないものとし、理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により登録された市民活動団体等（以下「登録団体等」という。）は、登録事項に変更があった場合は、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

5 指定管理者は、登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 当該登録団体等が解散したとき、又はその活動を休止したとき。
- (2) 登録申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 当該登録団体等の活動やセンターの使用内容が条例及び規則並びに要綱の内容に照らし、不相当と認められるとき。

(営利を目的とする行事等)

第5条 条例別表利用料金設定基準に規定する営利を目的とする行事等とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商品の宣伝、展示、販売を主たる目的とするとき。
 - (2) 入場料、参加料、受講料、会費等を徴収するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず実費相当分の参加料の徴収など指定管理者が相当と認める場合、又は、登録団体等が、その活動の目的を果たすために前項各号に掲げる行事等を行う場合は、この限りでない。

(使用の制限)

第6条 センターの使用の不承認又は承認の取り消し若しくは使用停止について、条例第7条第3項第3号に規定するその他指定管理者が使用を不相当と認めたときとは、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする使用であると認められるとき。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする使用であると認められるとき。
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする使用であると認められるとき。
- (4) センターの施設又は備付設備及び備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反するなど指定管理者が不相当と認めるとき。

(貸ロッカー、メールボックス等の使用者)

第7条 貸ロッカー及びメールボックス並びにコピー・印刷室に設置する備付設備及び備品（カラーコピー機を除く。）の使用者は、登録団体等に限る。

2 前項の規定にかかわらず指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(飲食の取扱)

第8条 センターの使用に伴う飲食は、次の各号に掲げる場合を除き許可する。

- (1) 情報・閲覧コーナー又は事務作業室のパソコンを使用するとき。
- (2) コピー・印刷室を使用するとき。
- (3) センターの施設又は備付設備及び備品の汚損などの問題が生じるおそれがあると認められるとき。
- (4) 飲食の内容が不相当と認められるとき、又は他の利用者等に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による市民活動団体等の登録について、現に旭川市民活動情報サイトの会員として登録されている団体のうち、第4条の規定に基づく登録団体等とすることの同意が得られた団体については、本要綱の規定に基づく登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	利用者 区分	使用目的	受付開始日
〔屋内〕 会議・研修室 1 会議・研修室 2 作業・打合せ室 事務作業室 ホール 上記以外の施設	市民活動 団体等	全国的、全道的規模の行事の ために使用するとき。 広く市民の参加を求める行 事のために使用するとき。	使用しようとする日の1年 前に当たる日が属する月の 初日
		上記に掲げる場合以外	使用しようとする日の4月 前に当たる日が属する月の 初日
	一般	全国的、全道的規模の行事の ために使用するとき。 広く市民の参加を求める行 事のために使用するとき。	使用しようとする日の10月 前に当たる日が属する月の 初日
		上記に掲げる場合以外	使用しようとする日の3月 前に当たる日が属する月の 初日
〔屋外〕 屋外広場 上記以外の施設			

備考

- 1 受付開始日が休館日に当たるときは、休館日を経過した最初の日を受付開始日とする。
- 2 使用しようとする日が連続して翌月に及ぶときは、まとめて最初の使用日分として受け付けるものとする。
- 3 受付開始日において、受付順番等を決定する抽選を行う場合は、指定管理者が市と協議の上、抽選の申込方法及び抽選方法を定めるものとする。